

岩手県告示第 970 号

漁業法(昭和 24 年法律第 267 号)第 129 条第 3 項の規定により、次のとおり岩洞湖漁業協同組合の遊漁規則の変更を認可した。

平成 18 年 10 月 13 日

岩手県知事 増 田 寛 也

1 漁業権者の名称及び住所

(1) 名称 岩洞湖漁業協同組合

(2) 住所 盛岡市玉山区藪川字外山 288 番地の 2

2 漁業権の免許番号 内共第 23 号

3 変更の内容

第 4 条第 2 号及び第 3 号中「玉山村大字藪川」を「盛岡市玉山区藪川」に改める。

4 変更後の遊漁規則の施行日 平成 18 年 10 月 13 日